

## 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号。以下「条例」という。）第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、暴力団員及び暴力団密接関係者を公共工事等から排除するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタントの業務委託契約、物品の購入及び修繕並びに製造の請負契約、その他の調達契約のうち、市が発注するものをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。

### (入札参加除外等)

第3条 市長は、公共工事等に関する地方自治法施行令第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第15条に定める委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表第1各号の規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

3 市長は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った入札参加除外者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表第1各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。

#### (1) 別表第1第1号の措置要件に該当する場合

入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表第1第2号から第5号までの措置要件に該当する場合

入札参加除外措置を行った日から1年

4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表第1に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札参加除外者に対して求めることができる。

5 市長は、第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表第1各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 市長は、公共工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、公共工事等の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 市長は、公共工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 市長は、公共工事等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず大阪府布施警察署、大阪府河内警察署、大阪府枚岡警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第8条 市長は、公共工事等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）が前条各号に掲げる者を条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）とすることを許してはならない。

2 市長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 第5条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。  
(契約の解除)

第9条 市長は、条例第8条第1項第6号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第10条 市長は、契約相手方に対し、当該契約又は当該契約に係る下請負等の契約金額が500万円以上の場合、条例第8条第2項の規定により、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、市に提出するよう求めるものとする。ただし、入札参加資格申請において、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを誓約している場合は、誓約書の提出を省略することができる。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の審議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第40号。以下「規則」という。）第3条第1項第5号アからエまでに規定する者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員が含まれる事業者に該当すると認められる場合

当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合

当該認定をした日から1年

3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加者に対し、東大阪市入札参加停止要綱(平成23年4月1日施行)に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

(協力要請)

第11条 市長は、第3条第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったとき、又は同条第3項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、東大阪市の公の施設の指定管理者及び本市が出資する法人等のうち別表第2に定めるものに対して、同様の措置又は措置の解除を行う

よう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第 12 条 市長は、契約相手方又は下請負人等から条例第 9 条第 2 項の規定による報告を受けた場合は、契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等の履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第 13 条 市長は、この要綱の運用に当たっては、大阪府布施警察署、大阪府河内警察署、大阪府枚岡警察署及び大阪府警察本部との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置の通知)

第 14 条 市長は、第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により入札参加除外措置、同条第 3 項の規定による入札参加除外措置の解除、第 4 条の規定による注意喚起措置又は第 10 条第 2 項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第 15 条 市長は、東大阪市公共工事等暴力団対策委員会を設置する。

2 委員会は、第 3 条に規定する入札参加除外措置及び入札参加除外措置の解除に関する審議を行う。

3 委員会は、第 4 条に規定する注意喚起に関する審議を行う。

4 委員会は、第 10 条第 2 項に規定する公表に関する審議を行う。

5 委員会に委員長を置き、行政管理部担当の副市長をもってこれに充てる。

6 委員会は、委員長が主宰する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、警察捜査機関の出席を求め意見を聴くことができる。

8 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 行政管理部長

(2) 契約検査室長

(3) その他、委員長が必要と認める関係部長

9 委員会の庶務は、行政管理部契約検査室契約課が行う。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、委員会の審議を経て市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

東大阪市建設工事暴力団対策措置要綱は、平成 24 年 6 月 30 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| 措置要件                                                                                                           | 期間                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であるとみとめられるとき。                                                           | 当該認定をした日から 2 年を経過し、かつ改善されたとみとめられるまで。 |
| 2. 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。                       | 当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。  |
| 3. 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。                                |                                      |
| 4. 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。                                         |                                      |
| 5. 入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。 |                                      |

別表第 2（第 1 1 条関係）

| 本市が出資する法人等の名称         |
|-----------------------|
| 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会     |
| 公益財団法人東大阪市学校給食会       |
| 公益財団法人東大阪市公園環境協会      |
| 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団     |
| 公益社団法人東大阪市シルバー人材センター  |
| 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構 |
| 東大阪再開発株式会社            |
| 一般社団法人東大阪ソーリズム振興機構    |